平成20年度予算の主要施策 (一般会計)

安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり

○街なみ環境整備事業 20,155千円○町道新設改良事業 82,500千円○地方道路交付金事業 95,000千円○移動通信用鉄塔施設整備事業 15,750千円



笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり

○予防接種対策事業○老人措置費○障害者福祉サービス事業○こども医療費助成事業22,616千円40,617千円131,336千円25,000千円



人を育て未来を拓くまちづくり

○文化財保護の普及と史跡公園の管理 6,459千円○総合体育館等体育施設の管理運営 37,200千円○国際交流事業 5,183千円

人がにぎわい活力あるまちづくり

○農地·水·環境保全向上対策事業 4,250千円 ○県単農業農村整備事業 26.640千円

○中山間地域総合整備事業(南部地区)

172,400千円

○イノシシ処理加工施設整備事業 [新規]

28,500千円

○とちぎの元気な森づくり事業 [新規] 9,130千円



豊かな自然と共生するまちづくり

○し尿処理対策事業79,925千円○ごみ収集対策事業204,294千円

改革への道

○協働によるまちづくり推進事業 850千円



まちづくりの3大重点プロジェクト

○地域高度情報化推進事業1,250千円○自然・環境との共生推進事業2,000千円

一般会計・特別会計・企業会計予算額(前年との比較)

(単位:千円・%)

	項 目 会計区分	平成 20 年度	平成 19 年度	比較増減	対前年度 比 率
	一 般 会 計	7,610,000	7,480,000	130,000	1.7
特別	国 民 健 康 保 険	2,052,000	2,047,000	5,000	0.2
	老 人 保 健	169,000	1,830,000	△ 1,661,000	△ 90.8
	後期高齢者医療	175,500	0	175,500	皆増
	介 護 保 険	1,110,000	1,085,000	25,000	2.3
	ケーブルテレビ事業	1,727,000	1,076,000	651,000	60.5
会	農業集落排水事業	47,000	49,000	△ 2,000	△ 4.1
計	簡 易 水 道 事 業	168,000	169,500	△ 1,500	△ 0.9
	下 水 道 事 業	317,000	340,000	△ 23,000	△ 6.8
	計	5,765,500	6,596,500	△ 831,000	△ 12.6
企業会計	上 水 道(支 出 計)	262,106	265,660	△ 3,554	△ 1.3
	東部簡易水道(支出計)	92,059	101,523	△ 9,464	△ 9.3
	計	354,165	367,183	△ 13,018	△ 3.5
	総計	13,729,665	14,443,683	△ 717,018	△ 4.9

(△はマイナス)

町民1人当たりの目的別の予算額は (平成20年4月1日現在人口19,767人) (単位:円)

議会費	総務費	民 生 費	衛 生 費	農林水産業費	商工費
5,450	52,308	82,871	36.847	26,430	14,055
土木費	消防費	教 育 費	災害復旧費	公 債 費	予 備 費
31,719	20,850	52,764	1	61,437	253

合 計 384,985

財政用語の説明

用語の種類	説明	用語の種類	説明
自主財源	町が自主的に収入できる財源のことで、町税、分担 金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、 繰入金、繰越金、諸収入など	合併特例債	合併後の市町村の一体性の速やかな確立、均衡ある 発展及び施設の統合等のための建設事業に充てる起 債であり、元利償還金の7割が交付税措置される有 利な起債
依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする町の収入。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債など	行政評価	行政活動に政策形成(Plan)→実施(Do)→評価 (Check) →見直し(Action)というマネージメン トサイクルを組み入れることにより、行政が実施す る施策や事務事業の現状や成果を測り、継続的改善 を加えていく経営改革の手法
地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたば こ税の一定割合を地方公共団体が等しく事務を遂行 できるよう一定の基準で国が交付する税	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模修繕など
臨時財政対 策債	町の財政不足を補てんするため、特例的に認められる地方債。従来はこの財源不足額を補てんするため交付税として町に配分されてきたが、平成 13 年度からは町が直接借り入れる方式に切り替えられたもので、この元利償還金は後年度交付税措置され、いわば交付税の肩代わりと言えるもの	消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持修繕費、負担金補助 及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限 りまたは極めて短期的に終わるものをいい、後年度 に形を残さない性質の経費
過疎対策事 業債	過疎地域自立促進計画に基づき実施される建設事業 に充てられる起債であり、元利償還金の7割が交付 税措置される有利な起債	その他の経費	公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金 など